

平成24年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月4日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第36号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第7 議案第37号 瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第8 議案第38号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第9 議案第39号 消防の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第10 議案第40号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第11 議案第41号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第42号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴 敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一 成	4番	河村 孝 弘
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	堀 武
9番	山田 隆 義	10番	松野 藤四郎
11番	広瀬 捨 男	12番	若井 千 尋
13番	清水 治	14番	広瀬 武 雄
15番	若園 五 朗	16番	広瀬 時 男
17番	小川 勝 範	18番	星川 睦 枝
19番	藤橋 礼 治		

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	田 宮 康 弘	書 記	伊 藤 巧
書 記	今 木 浩 靖		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第2回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議席の一部変更

議長（藤橋礼治君） 日程第1、議席の一部変更を行います。

会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。

お手元に配付の議席指定表（案）のとおり変更をすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま私が指定したとおり、議席の一部を変更いたします。席の移動をお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号5番 庄田昭人君と6番 森治久君を指名します。

日程第3 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの19日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの19日間と決定しました。

日程第4 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず、2件について議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長にかわりまして2件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により、監査委員から受けております。検査は、平成24年3月分が実施されました。

まず初めに、水道事業を除く各会計、基金等に係る現金・預金等の出納保管状況は、不納欠損額を除き、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

ただし、一般会計の予備費の充用については、公金過少収納補てんとして1,000円を充用している。この公金過少収納は、平成23年5月に会計課の窓口収納で発生したものである。会計課の公金等取り扱い基本マニュアルによれば、過少または過大収納が発生した場合には、その原因の標準調査期間を、市税の場合は6カ月、市税以外の場合は3カ月を定めている。それでも原因不明の場合、過少収納にあつては、公金補てん処理することになっている。今回の補てんは、発生から6カ月以上たってからの処理でマニュアルに違反する。今後は、適正な処理を徹底されたい。

また、再発防止については、定期監査の結果報告、平成23年10月31日付瑞穂監第41号で改善・検討を指示しているところであり、6カ月ほど経過している。早急に防止策を確立されたい。

不納欠損処理については、不納欠損額を確認したところ、1,050円不突合であった。原因を確認したところ、消防使用料、過年度ですけれども、1,050円が会計期間閉鎖後の4月になってから遡及して処理されていたためであった。4月、5月は出納閉鎖整理期間ではあるが、過年度分については3月末日をもって会計期間が閉鎖されるため、整理期間における過年度の処理はあり得ない。正しく処理され、今後はこのようなことがないように十分指導を徹底されたいと報告でございました。

次に、会計事業計画に係る各会計、基金等に係る現金・預金等の出納保管状況は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。ただし、加入金については取り消しがあつたため、加入金に係る消費税額は振りかえ処理されているが、加入金そのものは、振りかえ処理ではなく削除処理されていた。そのため、その他未収金勘定の借方、収入金勘定の貸方の当月合計金額は、前月末合計金額に当月執行額を加えた額と一致しなかったとの報告がありました。

2件目は、市議会議長会関係の報告です。

去る5月30日に中濃十市議長会が開市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、平成23年度の会務報告の後、平成23年度決算、平成24年度予算など計5議案が審議され、いずれも可決または認定されました。役員改選では、会長に本巣市、副会長に郡上市、監事に開市の議長が選任されました。また、11月6日には、中濃十市の全議

員を対象とした研修会を本巢市で開催する予定なので御参加いただきたいと思います。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 続きまして3件目は、平成24年第2回もとす広域連合議会臨時会について、広瀬武雄君から報告をお願いいたします。

14番 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） それでは、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、議席番号14番 広瀬武雄でございますが、もとす広域連合の臨時会について、連合議員7名を代表いたしまして報告させていただきます。

第2回臨時会は、6月1日に1日間の会期で開催されました。

4月30日に当市の旧市議会議員の任期満了により、当市から選出されました連合議員の任期も満了し、副議長、各常任委員会委員が不在となっております。そのため、開会后、まず副議長の選挙が行われ、選挙の結果、当市の松野藤四郎議員が副議長に当選されました。

次に、各常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任が行われた後、委員長及び副委員長の互選のため、各常任委員会及び議会運営委員会が開催されました。委員会の構成は、既にお手元に配付済みでございますので、ごらんとおりでございます。

その後、議案の提案説明があり、広域連合長から提出された議案は、平成24年度補正予算2件でございます。

平成24年度補正予算については、一般会計、老人福祉施設特別会計の2つの会計で補正を行うものです。

まず初めに、一般会計の補正予算の主なものは、休日急患診療所の空調設備の改修工事のため、99万円増額するものであります。

次に、老人福祉施設特別会計の補正予算の主なものは、施設の非常照明設備修理と灯油地下タンクオイル漏れの修理費を310万円増額するものでございます。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成24年第2回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、これら臨時会の議案書及び詳細な資料は、議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。以上です。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

以上、報告した3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思いません。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

議長（藤橋礼治君） 日程第5、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回は3件でございます。

初めに、財団法人瑞穂市施設管理公社の経営状況についてを報告します。

平成23年度財団法人瑞穂市施設管理公社の事業及び収支の報告並びに平成24年度財団法人瑞穂市施設管理公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成23年度の事業及び収支報告では、市からの委託による受託事業は、総務課受託事業2件、管財情報課受託事業1件、福祉生活課受託事業1件、環境課受託事業1件、都市管理課受託事業2件、生涯学習課受託事業3件の計10件であります。

経理内容は、収入として基本財産運用収益2万4,939円、特定資産運用収益206円、事業収益1億5,160万2,000円、雑収益4万5,792円で、合計1億5,167万2,937円となっております。

一方、支出は、事業費1億3,411万2,519円、管理費15万1,580円、精算金1,740万8,838円で、合計1億5,167万2,937円となっております。なお、精算金は、当市への歳入として収入されません。

平成24年度の事業計画及び予算では、瑞穂市治安維持対策事業、自然環境等の維持・改善事業、文化創造の拠点施設の管理運営事業へ1億5,242万2,000円が計上されています。

次に、瑞穂市土地開発公社経営状況についてを報告します。

平成23年度瑞穂市土地開発公社の事業及び収支の報告並びに平成24年度瑞穂市土地開発公社の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。平成23年度の事業報告及び決算報告では、公共用地、公用地の取得処分等はありませんでした。また、用地については、現在所有していません。よって、事業は理事会の運営経費のみであります。

収益的収入は611円、収益的支出は7万円、当期純損失は6万9,389円であり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。

平成24年度事業計画及び予算では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画がなく、予算は理事会の運営経費が計上されています。

収益的収入は1,000円、収益的支出は7万円、当期純損失は6万9,000円を見込んでおり、資本的収入及び支出は見込んでいません。

次に、みずほ公共サービス株式会社の経営状況についてを報告します。

平成23年度みずほ公共サービス株式会社の事業及び決算の報告並びに平成24年度みずほ公共サービス株式会社の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

この会社は、平成17年4月、当市が100%出資して設立した会社であり、行政事務の効率化や地域での雇用創出につながる行政サービスの一環を担い、多様化が進む市民ニーズにも対応できるよう、効率的な事業の展開と雇用の拡充に努めております。

その業務内容は、市からの受託事業が文書管理、簡易業務、労働者派遣、アーカイブ業務、市職員出退勤時間管理及び書類整理業務、水道メーター検針等の行政アウトソーシング事業であり、その他の団体からの受託事業は、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会並びに一般社団法人シルバー人材センターへの労働者派遣業務を行いました。

当期純利益は930万1,034円で、利益剰余金は2,093万985円となっております。

平成24年度の事業計画は、市民福祉の向上の視点に立った行政と民間の利点の活用を目指し、企業効率の向上と経営基盤の強化を図るを目標として文書管理事業、簡易事務支援事業、各課短期派遣事業、給食センター配送車運行管理事業、各課への人材派遣事業、当市以外への人材派遣事業を計画しております。

以上、3件の行政報告をさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第6 議案第36号から日程第12 議案第42号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてから日程第12、議案第42号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 風薫る、さわやかな季節の中、梅雨入りが気になる時期となってまいりました。きのうは、「ぎふ清流大会ボウリング競技リハーサル大会」を開催いたしましたところ、秋の本番に向け、国体の機運を盛り上げるべく、多くの市民の皆様にご協力をいただき、成功裏に終えることができました。関係各位にこの場をおかりして感謝を申し上げます。

さて本日、平成24年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。定例会の開催に当たり、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

新年度がスタートして2カ月がたちましたが、内外の情勢は目まぐるしく変化をしております。そこで、俯瞰的に見渡した中で、市政にも関係する5点について私の見解を申し上げたいと思います。

まず1点目は、瑞穂市議会議員選挙であります。

さきの臨時議会の際にも申し上げましたが、激戦を制して市民の負託を受けられました19名の新しい議会構成での市政への参画であります。議員各位におかれましては、合併10年目を迎えた瑞穂市政発展のため、新しい視点から、より一層まちづくりに御尽力いただくよう心よりお願いを申し上げます。

次に2点目は、欧州経済危機再燃の懸念であります。昨年度、ギリシャに端を發しました経済危機は、一たん鎮静化したものの、そのギリシャの政情が連立協議決裂、再選挙実施と再び不安定となっており、今後の動向次第では、経済危機が再発しかねない事態となっております。この影響は、単にEUユーロ圏域にとどまらず、世界経済にまで波及することは必至であり、ようやく緩やかな回復基調が見え始めた日本経済に打撃を与えかねず、市の税収にも影響してこないかと憂慮する次第で、今後も注視していく必要性を感じております。

3点目は、国政の動向であります。

野田総理が「不退転の決意で臨む」とした社会保障と税の一体改革は、関連7法案がようやく国会審議入りとなったものの、消費税率引き上げ、増税に議論が集中し、社会保障の充実、財政健全化策等は先送りの感が否めません。その消費税率の引き上げについても、情勢は流動的かつ先行き不透明であり、国の動向が見えない実情であります。

先月、日本国債の格付がワンランク引き下げとなりましたが、このような国政の状況を反映してのことで、こちらも目が離せないというのが本音であります。

4点目は、42年ぶりの原発停止であります。

去る5月5日、北海道泊原子力発電所3号機運転停止により、国内の原子力発電所がすべて停止する事態となりました。まさに脱原発社会を我々に提起する形になっております。今夏の電力不足が懸念される中、我々国民は大きな試練と覚悟を突きつけられているといっても過言ではありません。既に政府は、各電力会社に今夏の節電目標を要請しておりますが、中部電力管内は目標の5%削減を昨年並みの節電で達成可能と報道されております。当市においても、節電の徹底、クールビズ、緑のカーテン等で協力していくとともに、脱原発、地球温暖化対策について、市としての考えや議論を深めていく必要も感じております。

5点目は、合併10周年記念事業の開始であります。

市では平成24年5月から、平成25年5月までを合併10周年期間として位置づけ、その第1弾として、NHKのど自慢大会を去る5月6日に開催しました。前日の予選会、本番ともに大変盛況裏に行えることができ、改めて出演者、NHKスタッフ、関係各位の御努力、協力に感謝を申し上げます。また、第2弾として5月28日は、下犀川橋開通式典を挙行しましたところ、幸い晴天に恵まれ、無事渡り初めを終えることができました。旧穂積町と旧巢南町の交通体系を円滑にするためのこの橋が、まさに10年目の節目に市民の物心ともに交流

のかけ橋となって完成を迎えたことに対し、大変感慨深いものを覚えるところでございます。

市では、来年5月1日の記念式典まで各種行事の開催を予定しております。これらを市民の皆様と参画・協働・共有で盛り上げてまいりたいと考えております。ただいま募集中の合併10周年記念事業実行委員会へもぜひ応募していただくよう、皆様にも御案内を申し上げます。

以上、5点について所感を述べてまいりましたが、2期2年目の市政を預らせていただくに当たり、1年目を振り返ってみますと、私のマニフェスト「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」は、議員各位、市民の皆様の御理解と御協力のもと着実に進めてくることができたことと総括しておりますが、ここにその一端を御報告させていただきたいと思っております。

まず1つ目の柱、「情報公開の徹底と市民総参加のまちづくりを推進、無駄のない効率的財政運営」では、昨年度、まちづくり基本条例を制定し、市民参画と協働のまちづくりを目指すことを明文化しました。既に本年4月より条例が施行し、各業務において、この理念を実践するための取り組みが始まっております。

第2の柱、「まちづくりは人づくり」では、学校施設の計画的整備により、巢南中学校校舎の大規模改修を終え、さらに施設調査を実施して、今後の維持管理計画策定に結びつけることができました。

また、ソフト事業では、ピースメッセンジャー事業に現在着手しております。

第3の柱、「災害のない、魅力ある都市の基盤整備の推進」では、昨年の国の犀川統合排水機場の完成に基づき、花塚排水機場も改修され、今年度は別府排水機場の改修にも着手しており、水害のないまちづくりへ、また一歩前進を見ました。また、4月の五六ふれあい橋の完成は、平常時の通学路、散策路のみならず、災害時の迅速な避難経路を確保することができました。

第4の柱でございます「住みやすい居住空間をつくり、推進」では、さい川さくら公園、本田西之島公園の整備、牛牧、穂積地区の公園用地取得等、河川公園や緑地空間の整備による潤い空間づくりを推進しております。

第5の柱、「活力ある瑞穂市をつくります」では、瑞穂市商工会が実施されました地域活性化調査について、瑞穂市中心市街地活性化構想策定調査報告書という形で御提言をいただき、市民参加によるまちづくりの指針の一助とすることができました。今後は、市内に空き地となっている商業地を官民一体となって知恵を出し、活性化を目指す必要性を感じております。

以上、概略的に実施施策の一部を御報告させていただきましたが、冒頭にも述べましたように、議員各位、市民の皆様の御理解と御協力のもと進められた事業であり、改めて皆様には厚くお礼を申し上げたいと思っております。

なお、詳細につきましては、議員各位にお配りしました「マニフェスト（セカンドステージ）取組状況」に記載されておりますので、御参照いただきたいと思いますと思っております。

いずれにしましても、議会が開催されるたびに申し上げておりますが、本マニフェストは期限を示しておりません。それは、地方行政を取り巻く環境が国内外の情勢により、ますます混沌とし、依然として厳しい市政運営を強られる中でも取り組まなければならない山積した課題を弾力的に対応しつつ、着実に進めていかなければならないからであります。今後も、子々孫々、将来にわたって夢と希望をはぐくむまちづくりを目指し、着実に推進していく所存ですので、議員各位の御理解、御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今回上程します議案は、人事案件が2件、規約の変更に関する案件が2件、財産の使用貸借に関する案件が1件、条例の改正に関する案件が1件、補正予算に関する案件が1件の合計7件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

議案の第36号でございます。瑞穂市教育委員会の委員の任命についてでございます。

瑞穂市教育委員の任命については、河合和義氏の任期が平成24年7月4日に満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、引き続き同氏を任命したいので議会の同意を求めるものであります。

議案の第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、大野健治氏、北村孝治氏、牧野泰蔵氏の任期が平成24年6月30日に満了となることから、引き続き3氏を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

議案の第38号もとす広域連合規約の変更についてであります。

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律により、外国人登録法が廃止され、外国人住民に住民基本台帳制度が適用されるため、規約を改正するものであります。

議案の第39号消防の事務委託に関する規約の変更についてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、ガス事業法及び液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律が改正されたため、岐阜市との消防事務委託に関する規約の改正を行うものであります。

議案の第40号でございます。財産の使用貸借についてであります。

生津地内の西川原自治会の公民館建設に当たり、開発業者より寄附採納された公民館用地の無償使用貸借契約を締結したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案の第41号でございます。瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてあります。

平成23年度、瑞穂市附属機関として設置された子どもの読書活動推進計画策定委員会におい

て、子どもの読書活動推進計画が策定されました。今後は、本計画を効果的に推進していくことを目的に調査及び審議していくための附属機関として、子どもの読書活動推進会議を設置し、市条例の改正を行うものでございます。

最後に、議案の第42号でございます。平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,463万2,000円を追加し、総額152億4,620万7,000円とするものであります。

また、地方債の補正において2件追加するものでございます。

今回の補正予算は、公益法人改革に関連して一般財団法人を新たに設立する関連経営に373万1,000円、牛牧南部コミュニティセンターの自家発電装置等整備に2,205万円、旧下犀川橋の撤去費用負担金3,900万円を計上しました。財源として、新たに地方債に追加されました緊急防災・減災事業債を活用して、市債5,100万円を起こすほか、財政調整基金より3,300万円の繰り入れを見込み、財源確保を行いました。

以上、7件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前10時08分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第36号、議案第37号及び議案第39号の3議案を、会議規則第37条3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第36号、議案第37号及び議案第39号の3議案は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第36号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） これより日程第6、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命について同意を求める議案について、質疑をさせていただきます。

河合和義氏を引き続き委員として任命したいという議案でございますが、前にも申し上げましたが、引き続き河合氏を任命したい理由ですね、こういうのをやっぱり何も議案の中にあいりませんので書いていただきたい。それを、今、質疑したいと思います。

人事案件というのがたびたび議会に出てまいります、私も最初なれないときは、全く知らない人に賛成をしましてまいりました。後からほぞをかむ思いだったということもございります。知っている方でしたら自分で判断できますが、全く知らない人も出てくるわけで、やっぱり議案の提案者というのは、なぜこの方を提案したいかということをしちんと提案理由にお書きいただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございりませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） それでは、今のくまがい君に對しまして答弁を求めます。

森部長。

企画部長（森 和之君） お答えさせていただきます。

ただいまのくまがい議員の質問でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条1項の規定にございります被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に關し識見を有する者の中から議会の選任をいただきて同意していただくもので、河合氏は平成21年から教育委員としてお世話になっておりまして、申し分のない方だというふう判断して議会のほうに提出させていただきます。よろしくお願ひをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） よくわかりました。やっぱりそういう規定に基づいてということですね。よくわかりました。

これからも、人事案件については、そういう法律に基づいてきちんと提案をいただきたいと思ひます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございりませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから、議案第36号を採決いたします。瑞穂市教育委員会の委員に河合和義君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員でございます。したがって、議案第36号は同意することに決定をいたしました。

議案第37号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） ただいま一括議題となっております日程第7、議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、3名の委員について議会の同意を求められております。

そこで、まず大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

議案第36号で述べましたのと理由は同じですが、私はこのお三方を全く存じ上げません。引き続きということですので、今までの仕事ぶりとか能力的な問題とか、きっと適任でいらっしゃるんだろうと思うしかないわけですが、きちんとそういう理由を御説明いただきたいと思えます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 森部長。

企画部長（森 和之君） ただいまのくまがい議員さんの御質問に対してお答えさせていただきます。

地方税法第423条第3項の規定というのがございまして、その規定では、固定資産評価審査

委員会の委員は、当該市町村の住民、市民税の納税義務のある者、または固定資産税の評価について学識経験を有する者の中から議会の同意を得て、市町村長が選任するものになります。

御質問の大野健治氏につきましては、平成18年7月から引き続きずっと委員をお願いしておりますので、それに該当するすばらしい委員さんだと思っておりますので、議会の同意を得て選任することになりますので、よろしく願いをいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、大野健治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決いたします。瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席してください。

起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に大野健治君を選任することに同意いたしました。

次に、北村孝治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、北村孝治君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決いたします。瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に北村孝治君を選任することに同意する方は起立を願いま

す。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員に北村孝治君を選任することは同意することに決定いたしました。

次に、牧野泰蔵君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件の質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 改革の議席番号2番 くまがいさちこです。

お一人ずつについて同じ質疑をするのもちゅうちょするところでございますので、業務について今までどうだったかということをお聞きしたいと思います。

と申しますのは、これは例えばの話ですが、教育委員の中には、ほとんど出ていらっしやらなかったという方も見えますね。ああいう方がまた引き続き議案に出てきた場合、私はどうい
う判断をしようかしらとよく考えます。そういうことも知らないわけですから、仕事に関して
今までどういうふうだったかということをお説明していただきたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 森部長。

企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

牧野泰蔵さんにあられましては設計士さんをやっておられまして、家屋とか土地のことにも
精通しておられる方になりますので、よろしく願いをいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、牧野泰蔵君を瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に選任する件を採決いたします。
瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野泰蔵君を選任することに同意する方は起立を願いま
す。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、瑞穂市固定資産評価審査委員会委員に牧野

泰蔵君を選任することに決定をいたしました。

議案第39号について（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） これより日程第9、議案第39号消防の事務委託に関する規約の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。議案第39号消防の事務委託に関する規約の変更について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） ありがとうございます。

起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。御苦労さまでございました。

延会 午前10時25分